

○総務省告示第百五十七号

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）第八条第一項に規定する指定納付受託者であつて、同法第五条第一号に規定する方法による委託を受ける指定納付受託者を次のとおり指定したので、同法第八条第二項の規定に基づき、次のとおり告示し、令和五年四月一日から適用する。

令和五年三月三十一日

総務大臣 松本 剛明

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）第八条第一項に規定する指定納付受託者であつて、同法第五条第一号に規定する方法による委託を受ける指定納付受託者は、次の表に掲げる者とする。

なお、この告示による指定納付受託者に委託して納付することができる総務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和五年総務省令第十号）別表の一の項に掲げる歳入等の金額は、三十万円以下とする。

名称	事務所の所在	納付を委託すること	指定をした日	納付事務の開始の
----	--------	-----------	--------	----------

	株式会社しんきん 情報サービス	株式会社セイコー マート
地	東京都港区港 南一丁目八番 二十七号	北海道札幌市 中央区南九条 西五丁目四百 二十一番地
が できる 歳入等 の種 類	総務省の所管する法 令に係る情報通信技 術を利用する方法に よる国の歳入等の納 付に関する法律施行 規則別表の一の項に 掲げる歳入等	同右
	令和五年三月三十 日	同右
日	令和五年四月一日	同右

<p>株式会社 ビリングシステム</p>	<p>株式会社ローソン</p>
<p>目一番一 区内幸町一 丁目</p>	<p>大崎一丁目十 番二号</p>
<p>同右</p>	<p>同右</p>
<p>同右</p>	<p>同右</p>
<p>同右</p>	<p>同右</p>